

国への上乗せ給付

受付期限 令和3年
2月28日まで

桑折町 家賃支援給付金

最大
個人・法人 40万円



新型コロナウイルス感染症の影響により売上額が減少し事業継続に支障が生じている町内事業者の地代、家賃について、国の家賃支援給付金に町独自の家賃支援給付金を上乗せし、賃料の負担軽減を支援します。

給付条件

1 国の家賃支援給付金の給付決定を受けた事業者

国の主な要件

令和2年5月～12月までの間で次のいずれかに該当する場合

- ① 売上が前年同月比50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上が前年同期間比30%以上減少



経済産業省 HP

※国の家賃支援給付金の詳細については、経済産業省のホームページをご確認ください。

2 桑折町内に事業所を有し、基準日現在で事業を営んでいる法人または個人事業主で町税の滞納がない者

・基準日：令和2年5月1日

・対象事業者：小規模企業者および小規模事業者(下記参照)

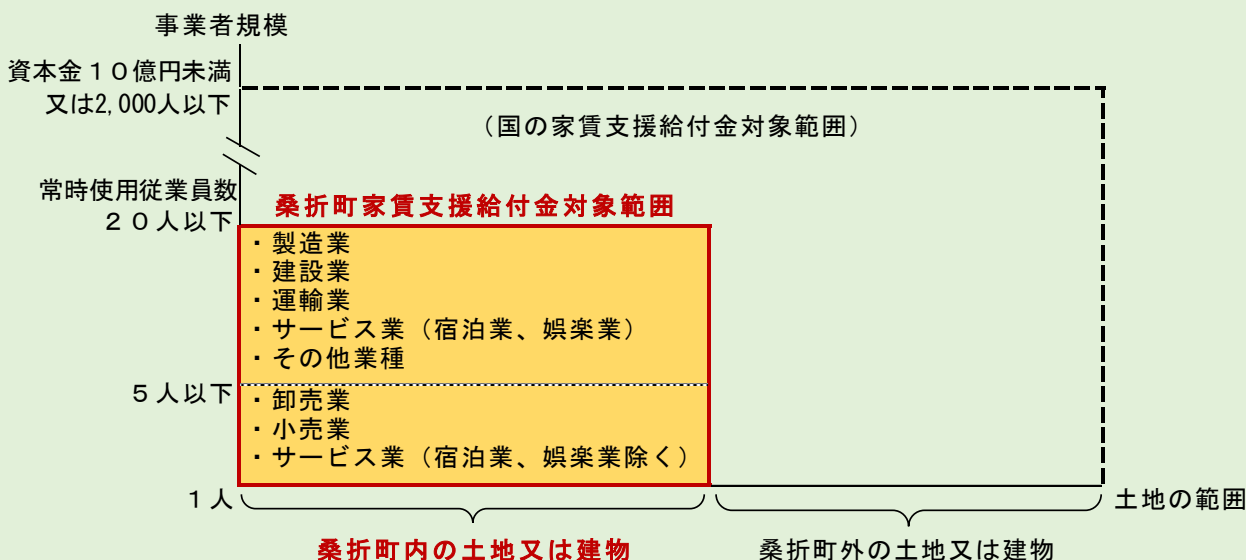
業種	常時使用する従業員
製造業・建設業・運輸業・その他	20人以下
卸売業・サービス業・小売業	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下

※常時使用する従業員には、会社役員、個人事業主本人及び同居の家族(無給)等は含まれません。詳しくはお問い合わせください。

※農業・林業は除く

3 給付金受領後も町内で事業を継続すること

桑折町家賃支援給付金対象範囲



給付額

- 1 桑折町内に所在する土地または建物の月額賃料(※)の1/6の6か月分
- 2 限度額40万円(6か月分)

※月額賃料とは国の家賃支援給付金を申請する際に基準額として用いられた賃料です。

申請方法

- ・申請期限 令和3年2月28日まで
- ・申請書 町ホームページからダウンロードできるほか、桑折町商工会、桑折町産業振興課商工観光推進室の窓口で配布しています。
- ・申請方法 **郵送の場合**は下記までお送りください。
〒969-1692 桑折町字東大隅18番地 産業振興課商工観光推進室 宛
持参の場合は下記窓口にて受付しています。
○町商工会または桑折町産業振興課商工観光推進室で申請受付
- ・お問合せ ○桑折町商工会 ☎582-2474
○桑折町産業振興課商工観光推進室 ☎582-2126

申請書に添付する書類

申請書に下記の書類を添付してください。

添付書類	
国の家賃支援給付金 給付通知書	国の家賃支援給付金の給付決定が分かる書類の写し
賃料が確認できる 書類	賃貸借契約書などの写し
給付金を受領する 預金口座情報	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの (通帳表紙の次ページの見開きの写し)
本人(代表者)確認 書類	運転免許証(両面) ※運転免許証がない方は、下記のいずれか1つの写し。 ・マイナンバーカード(おもて面)の写し ・パスポート(顔写真の掲載されているページ)の写し ・各種健康保険証の写し

- ・申請書と添付書類を受領後、審査の上、速やかに交付決定通知を送付します。
- ・申請書等に不明な点があった場合は、電話にて内容の確認をすることがあります。

●制度の詳細については、町ホームページをご確認ください。

●お問合せ先

桑折町 産業振興課 商工観光推進室 TEL 582-2126



桑折町 HP